

「まだ使えるけれど……」と思っていながら、必要がないからと物を捨ててしまうことはありませんか？ もしかしたら、他の誰かには必要な物かもしれません。

不用品交換情報登録制度

まだ使える「譲りたい品物」、新品でなくてもかまわない「譲って欲しい品物」を登録し、不用品を有効活用する制度です。譲りたい品物は、市ホームページに写真付きで掲載しています。欲しい物は、まずホームページのチェックから始めてみては！



ページに写真付きで掲載しています。欲しい物は、まずホームページのチェックから始めてみては！

環境プラザ(つばさ館)のリサイクル品

同プラザで回収した子供服や、食器棚・テーブル・イス・ベッドなどの家具類、修理した自転車を展示・有償頒布しています。子供服は同プラザで随時受け付け、家具類は有償で戸別収集(要申し込み)しています。現物を見て選ぶことができ、とても人気があるコーナーです。

市ホームページのフリーマーケット情報

市内で開催されるフリーマーケットやリサイクルショップなどの情報を提供中。フリーマーケットを開催する団体の登録も随時募集しています。

物を長く大切に使うことで、資源の節約やごみの減量につながります。リサイクルに物を出す・リサイクル品を買うこともその一環。資源の有効利用にご協力ください。

今回出かけたのは

「的場駅」

川越再発見



バスを利用する人も多いと聞き、バス停まで行ってみることに。五分ほど歩くと県道川越日高

ホームから改札へ行くには、市内で唯一の構内踏切を渡ります。駅は何度か改修されましたが、線路を渡る方法は、駅開設当時と変わりません。同駅からは関越自動車道の高速

線。県道の手前に的中観音を発見。「てきちゅう」と思った読み方は、近所の人に聞くと「まとなか」だとか。「てきちゅう」と読み、くじが当たるようにと来る人もたまにいますよ」と話してくれました。更に五分ほどで、関越自動車道のバス停入り口に到着。階段上り同自動車道に入る鉄製の扉。長野や新潟方面への旅に思いをはせてみました。



消費生活の豆知識

その9 ハロゲンヒーターによる事故に注意！

生活情報センター ☎226-7066 (相談専用 ☎226-7476)

事例

○二年前にバーゲンで購入したハロゲンヒーターが突然破裂した。破片が子供の手に当たり、切り傷とやけどを負った。

○数日前から使用中に煙が出ていたが、スイッチをつけたとたん発火し、炎がメーソール近く上がった。

冬になると電気暖房機による事故などの相談が多くなります。ここ数年は電気暖房器具の一種であるハロゲンヒーターによる相談が目立っています。品質不良の相談だけでなく、発煙や発火など製品の安全性に関する相談もあり、大きな事故につながる危険性があります。使用に当たっては、次

の注意が必要です。

消費者へのアドバイス

①使用中の製品がリコールなどの対象品となっていないかチェックしましょう。対象品でなくても、安全・品質上に疑問な点があれば、使用を一時中断し、販売者・製造者などに連絡しましょう。

②高熱を発する電気器具です。近くに燃えやすい物を置かないようにしましょう。その場を離れるときや就寝のときは電源を切り、コンセントを抜きましょう。

③やけどをした事例もあります。近距離で体の一部を暖めすぎないなどの注意が必要です。

このシリーズでは、平成21年度川越市人権教育実践報告会で発表した小中学生の人権作文を紹介いたします。

アイヌ民族について学んで考えたこと②

高階中学校 一年

それまで、母は家族からアイヌ民族の民話をよく聞いていたので、それは差別というわけではなく、自分たちとは何か違う世界の人のように感じていたと話してくれました。そして、長く北海道で生活してきた母は、「アイヌの人だから嫌だと思っ

たことはないよ。自分とは違う世界の人のように感じたけれど、それは世界が違うというだけで、お母さんは差別しようとは思わなかったよ」と話してくれました。

北海道の地名や湖などにはアイヌの言葉が使われているものがたくさんあります。私は、アイヌの人たちが長い歴史の中で大切にしてきた自

然のものに自分たちの言葉を使ったのだと思います。そして、北海道ではたくさんさんの民話が語られています。それだけ北海道ではアイヌの人たちの存在が大きかったと思うと母は言っていました。

母は私によく言います。「言葉は暴力を使うよりも人を傷つける。アイヌの人たちはアイヌ民族というこ

とでいろいろな言葉の暴力を受けてきたんだよ」。

しかし、アイヌの人たちはたくさん差別を受けても、自分たちがアイヌ民族であるということに誇りを持って差別に負けない強い心を持ち続けていることを、母は私に教えてくれました。このような強い心を持ち続けることは、すごいことだと思います。

(つづく)

品格あるまちを目指して

市長からの手紙



変えます。ここを！ ⑧「土曜開庁の実施に向けて」

川越市は、平成5年度に完全週休2日制を実施して以来、土曜日を市役所閉庁日としています。週休2日制になった後は、窓口需要が多い3月、4月の土曜日を臨時に開庁してきました。これは、転勤、卒業や入学などにより、住民票の届け出等を必要とする、平日に来庁できない方の便宜を考えたものです。

私が市長に就任した平成21年2月以降、市民意見箱に「市役所の窓口(業務)が平日だけでは、仕事をしている者が市役所の窓口に行けない」「土曜日・日曜日にも各種の届け出ができるようにしてほしい」というような要望が少なからず寄せられています。

現在、市役所の開庁は月曜日から金曜日まで(休日、年末年始を除く)の午前8時30分から午後5時までとなっています。また、暗証番号登録のある市民カードをお持ちの方は、自動交付機を使用すれば、年末年始を除き、平日は午前8時30分から午後7時まで、土曜日・日曜日・休日は午前8時30分から午後5時まで、住民票の写し・印鑑登録証明書の交付を受けることができます。

インターネットの普及により、自宅にいて申請できる届け出も増えてきました(内容については市ホームページをご覧ください)。その一方、窓口で担当者とは相談しながら行わなければならない届け出もあります。

そこで、市役所にお越しになり、必要な手続きを行えるように、来年4月から月2回ほどを目安として、試行的に土曜日を開庁するための調整を進めています。開庁時間、どの範囲の業務を行うか等については、現在、検討しているところです。

平日に来庁できない皆さんの利便性を考え、できるだけ少ない費用で最大の効果が発揮できるような土曜開庁を行い、市民サービスの向上を図っていきたくと考えています。

川越市長 川合善明